

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 5 月 15 日（金）第3110号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 2
- 鹿児島県伝統的工芸品の指定 (かごしまPR課取扱い) 2
- 鹿児島県伝統的工芸品の指定の解除 (かごしまPR課取扱い) 2
- 道路の位置指定の廃止（2件） (始良・伊佐地域振興局取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件） (大隅地域振興局取扱い) 3
(大島支庁取扱い) 3

公 告

- 一般競争入札公告 (生活衛生課取扱い) 3

公 安 委 員 会 公 告

- 平成27年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告 (交通指導課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年 5 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
始良市蒲生町白男字菅ヶ谷4029番，4030番，4041番1，4041番2，4042番2，4042番3，4042番7，4047番から4049番まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第473号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年5月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
南さつま市坊津町泊字鳥帽子谷8782番，8784番，8785番
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第474号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，南種子加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成27年5月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第475号

鹿児島県伝統的工芸品指定要綱（昭和63年鹿児島県告示第436号）第2条第1項の規定により，次のとおり鹿児島県伝統的工芸品を指定した。

平成27年5月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定した工芸品の 名称	組 合 等		指定年月 日
	氏 名	住 所	
竹製品（てる）	森哲夫	奄美市笠利町大字須野82番地1	平成27年 3月27日
	有川博二	奄美市名瀬佐大熊町19番1-26号	平成27年 3月27日

鹿児島県告示第476号

鹿児島県伝統的工芸品指定要綱（昭和63年鹿児島県告示第436号）第7条第1項の規定により，次のとおり鹿児島県伝統的工芸品の指定を解除した。

平成27年5月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定を解除した工 芸品の名称	組 合 等		指定解除 年月日
	氏 名	住 所	
竹製品（てる，い びらく，さんばら）	泉馨	奄美市笠利町大字笠利31番地	平成27年 3月27日

始良・伊佐地域振興局告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により，昭和52年3月11日にした道路の位置の指定の全部を，次のとおり廃止した。

平成27年5月15日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

廃止年月 日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	道路の所在地	道路の幅員	道路の延長
平成27年 4月7日	始良市宮島町25番 地 始良市長	始良市西餅田字下亀 泉院3539番9，3541 番2，3542番2，	6.00メートル	110.90メートル

	笹山義弘	3544番2, 3546番2 及び3547番2	
--	------	----------------------------	--

始良・伊佐地域振興局告示第12号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和52年10月21日にした道路の位置の指定の全部を、次のとおり廃止した。

平成27年5月15日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

廃止年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	道路の所在地	道路の幅員	道路の延長
平成27年4月7日	始良市宮島町25番地 始良市長 笹山義弘	始良市西餅田字下亀泉院3539番8	4.00メートル	14.75メートル

大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年5月15日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワークリンク	志布志市志布志町帖6738番地5 長倉ビル1階	一般社団法人串間スポーツクラブ	宮崎県串間市大字西方4212番地	金川 敏洋	平成27年5月1日	就労継続支援A型

大島支庁告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年5月15日

大島支庁長 本重人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーの家な んり	奄美市名瀬朝仁町22-11	有限会社南里	奄美市名瀬平松町295番地	森 徳久	平成27年5月1日	行動援護

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年5月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
食品衛生管理システム開発業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等

- 入札説明書による。
- (3) 履行期限
平成28年 1 月 29 日
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- (3) 鹿児島県内に本店、支店又はその他営業所を有する者であること。
- 3 入札参加資格の審査等
- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。
- ア 営業概要書
イ システム開発・稼働実績証明書
ウ 「食品衛生管理システム開発業務委託要求仕様書」に基づく機能等証明書
エ 返信用封筒
- (2) 提出場所及び提出期限
- ア 提出場所 鹿児島県保健福祉部生活衛生課食品衛生係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
イ 提出期限 平成27年 6 月 5 日午後 4 時
- (3) 資格審査の結果
資格審査の結果は、平成27年 6 月 10 日までに書面及び電話により通知する。
- (4) 提出書類に関する説明
資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) その他
- ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
イ 提出された書類は、返却しない。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成27年 6 月 16 日午前 11 時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）管財課入札室
- (3) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- (ㄱ) 交付場所 3 の(2)のアに同じ。
(ㄴ) 交付期限 平成27年 5 月 22 日午後 5 時
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4 の(3)のイに同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県保健福祉部生活衛生課食品衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2788

ファックス番号 099-286-5562

公安委員会公告

平成27年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定により、平成27年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

平成27年 5 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 実施日時
 - (1) 駐車監視員資格者講習の日時
 - ア 講習
平成27年6月24日（水）及び同月25日（木）午前9時から午後5時まで
 - イ 修了考査
平成27年7月2日（木）午前9時から午前10時まで
 - (2) 認定考査の日時
平成27年7月2日（木）午前9時から午前10時まで
- 2 実施場所
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）
- 3 人員
講習及び認定考査の人員を合わせて30人
- 4 講習及び認定考査の方法
 - (1) 講習項目
 - ア 交通警察総説
 - イ 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要
 - ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識
 - エ 放置車両の確認等の実施要領等
 - オ 基本的心構え及び職務倫理
 - (2) 修了考査の実施
 - (1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考査を実施する。
なお、修了考査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の事務等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。
 - (3) 認定考査の実施
駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考査を実施する。
なお、認定考査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第4項に規定する認定書を交付する。
- 5 講習及び認定考査の申請手続
 - (1) 講習の申請手続
 - ア 提出書類等
 - (ア) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して、申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。
なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を持参すること。
 - (イ) 申込みの際には、委託規則第7条第2項に規定する写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真。以下同じ。）1枚を申込書に貼り付けて提出すること。
 - (ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。
 - イ その他
アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を持参すること。
 - (2) 認定考査の申請手続
 - ア 提出書類等

(フ) 認定考査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条第1項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して、申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を持参すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第7条第2項に規定する写真1枚を申請書に貼り付け、委託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定考査受検票が送付されるので、申請者は認定考査の際は必ず同受検票を持参すること。

6 手数料

(1) 講習手数料

講習手数料 20,000円

20,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料（認定考査）

認定申請手数料 4,500円

4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

7 受付期間

平成27年5月18日（月）から同年6月5日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、講習及び認定考査の人員が合わせて30人になり次第受付を終了する。

8 修了考査及び認定考査の合格者の発表

修了考査及び認定考査終了後、当日中に合格者を発表する。

9 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集团的に、又は常習的に委託規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099-206-0110内線5126）又は最寄りの警察署に対して行うこと。